

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 14 日

各

| |
|--------|
| 都道府県 |
| 保健所設置市 |
| 特別区 |

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症
対策推進本部

宿泊療養を行う施設におけるパルスオキシメーターの配備について

医療提供体制（入院医療提供体制）の対策の移行が行われた際の軽症者等の宿泊や自宅での療養の対象者並びに都道府県、保健所設置市及び特別区並びに帰国者・接触者外来等における必要な準備事項について、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和 2 年 4 月 2 日付け事務連絡）でお知らせしたところです。また、「軽症者等の療養に関する Q & A」（令和 2 年 4 月 7 日）において、「宿泊施設において、看護師等が健康観察を行う際に、必要に応じて宿泊施設に適切な数のパルスオキシメーターを備えつけ、酸素飽和度や呼吸数の確認により健康状態を把握することが重要」である旨をお示したところです。

貴職におかれては、管内の宿泊療養を行う施設において、受入人数に応じた適切な台数のパルスオキシメーターが配備されるよう、必要台数を新たに購入する、又は医療機関等からその業務に支障がない範囲で借り受ける等の対応を行っていただくようお願いいたします。

なお、別添にパルスオキシメーターの製造販売業者のリストを添付いたします。ご参照いただくとともに、購入については販売代理店にお問い合わせください。